

品川区立品川歴史館名誉館長設置要綱

制定 平成13年4月 1日 要綱第177号

改正 平成28年1月19日 部長決定

要綱第25号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立品川歴史館（以下「歴史館」という。）における事務事業の適正かつ円滑な運営を図るため、名誉館長の設置とその取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置および委嘱)

第2条 区長は、必要に応じ歴史館に名誉館長を置くことができる。

2 区長は、館長経験者を名誉館長として委嘱することができる。

(職務)

第3条 名誉館長は、歴史館の運営に関する重要事項および歴史館事業の基本的事項に関し、館長に助言を行うものとする。

(報酬および費用弁償)

第4条 名誉館長は無報酬とする。

2 名誉館長が館長への助言等での職務を行った場合の費用弁償については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。